

2 年金制度の概要

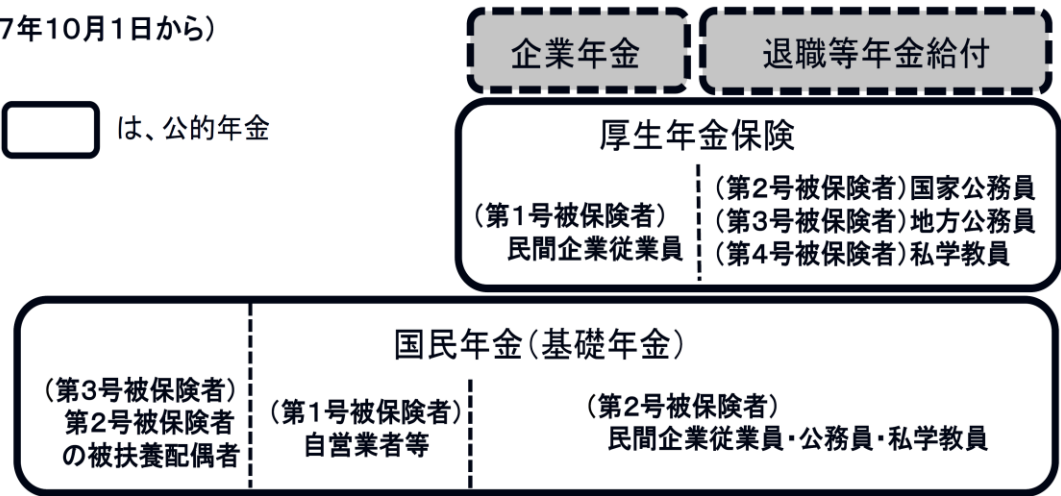
(1) 公的年金制度

我が国の公的年金制度は、全国民共通の基礎年金制度（国民年金）と、基礎年金制度の上乗せ部分としての被用者年金制度（厚生年金）に区分されます。

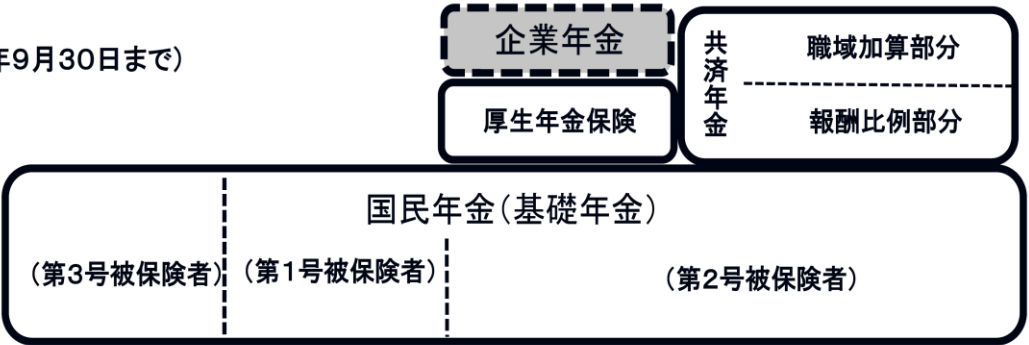
なお、被用者年金制度は、平成27年10月から厚生年金制度に一元化され、公務員なども厚生年金に加入することとなりました。

年金制度の体系

（平成27年10月1日から）



（平成27年9月30日まで）



(2) 国民年金制度

国民年金には、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての者（国民年金の被保険者）が加入することとなっています。

なお、この被保険者の種別は、次のように第1号から第3号までの3つの区分に分けられています。

（第 1 号被保険者）

20 歳以上 60 歳未満で、第 2 号被保険者又は第 3 号被保険者に該当しない者
（学生、農林漁業、商業などの自営業や自由業の者とその家族）

※ 第 1 号被保険者は、保険料（月額：17,920 円（令和 8 年 4 月からの額））
を個別に納付する必要があります。

（第 2 号被保険者）

厚生年金保険の被保険者で 65 歳未満の者

（第 3 号被保険者）

第 2 号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者

※ 第 2 号と第 3 号の被保険者は、保険料を個別に納付する必要はなく、第 2 号被保険者が加入している制度（国家公務員の 20 共済組合の場合には連合会）が一括して国民年金に払い込んでいます。

被保険者の種別は、就職、退職、転職、結婚などにより変更となる場合があります。その際には、住所地の年金窓口などへの届出が必要となります。届出を行わなかったり、届出が遅れたりした場合には、年金の受給に影響が生じることがありますので、所管の年金事務所又は市区町村役所の年金担当窓口に忘れずに届出を行ってください。

特に、第 2 号被保険者又は第 3 号被保険者であった者が第 1 号被保険者になった場合には、保険料を個別に納付する必要が生じますので、注意が必要です。

(3) 老齢基礎年金（国民年金制度から支給される年金）

65 歳から、老齢基礎年金が日本年金機構から支給されます。支給額は、20 歳から 60 歳までの 480 月（40 年）の全期間保険料を納付した場合、満額（昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの者：847,300 円（令和 8 年 4 月から））となります。

【老齢基礎年金の計算方法】

老齢基礎年金額 ＝ 847,300 円【満額】

× $\frac{\text{保険料納付済期間の月数（厚生年金被保険者期間月数、国民年金納付期間等）}}{480 \text{ 月（国民年金加入可能月数）}}$

(4) 被用者年金制度

ア 厚生年金の被保険者の種別と実施機関

平成 27 年 10 月から、厚生年金の被保険者は、厚生年金保険法第 2 条の 5 第 1 項に基づき、次の第 1 号から第 4 号までの 4 つの種別に分けられており、その種別に応

じた実施機関が、年金の決定や支給事務などを行っています。

被 保 険 者 の 種 別	実 施 機 関
第 1 号 ⇒ 第 2 号から第 4 号まで以外の厚生年金被保険者	厚生労働大臣（事務委託先：日本年金機構）
第 2 号 ⇒ 国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険者	国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会
第 3 号 ⇒ 地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金被保険者	地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会等
第 4 号 ⇒ 私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金被保険者	日本私立学校振興・共済事業団

イ 老齢厚生年金と退職共済年金

国家公務員は、前述のとおり、平成 2 7 年 1 0 月から、厚生年金保険法第 2 条の 5 第 1 項第 2 号に規定する厚生年金被保険者（以下「**第 2 号厚生年金被保険者**」といいます。）となりました（暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。）。平成 2 7 年 9 月までの国家公務員共済組合の組合員であった期間については、第 2 号厚生年金被保険者期間であったものとみなされ、平成 2 7 年 1 0 月以後に年金の受給権が発生する国家公務員には、「老齢厚生年金」が支給されます。

老齢厚生年金は、6 5 歳から「本来支給の老齢厚生年金」が支給されますが、昭和 3 6 年 4 月 1 日以前に生まれた者については、特例により、「特別支給の老齢厚生年金」が 6 5 歳に達するまで支給されます。

なお、被用者年金制度の一元化により、平成 2 7 年 9 月 3 0 日をもって旧国共済期間に係る「職域加算額」が廃止となりましたが、同日までの国家公務員共済組合の組合員期間を有する者が老齢厚生年金を受給することとなったときは、老齢厚生年金と併せて、同日までの期間に係る「退職共済年金（経過的職域加算額）」が支給されます。

ウ 暫定再任用などの場合に適用される被保険者の種別

定年退職後も公務員あるいは民間企業などで就業する場合には、原則として被用者年金制度に加入することとなります。

① 暫定再任用フルタイム勤務職員の場合

第 2 号厚生年金被保険者となり、保険料（掛金）を負担することとなります。

老齢厚生年金の額は、再任用が終了した時点で、フルタイム勤務職員として勤務していた第 2 号厚生年金被保険者期間を加えて再計算されます。

② 民間企業などへの再就職又は再任用短時間勤務職員の場合

民間企業などに再就職した場合や再任用短時間勤務職員の場合において、フルタイム勤務職員の4分の3以上の勤務であれば、一般的には第1号厚生年金被保険者となり、保険料を負担することになります。その期間に係る老齢厚生年金は、退職後に日本年金機構から支給されます。

厚生年金への加入要件については、「6 定年後の社会保険制度」（106頁）の(1)を参照してください。

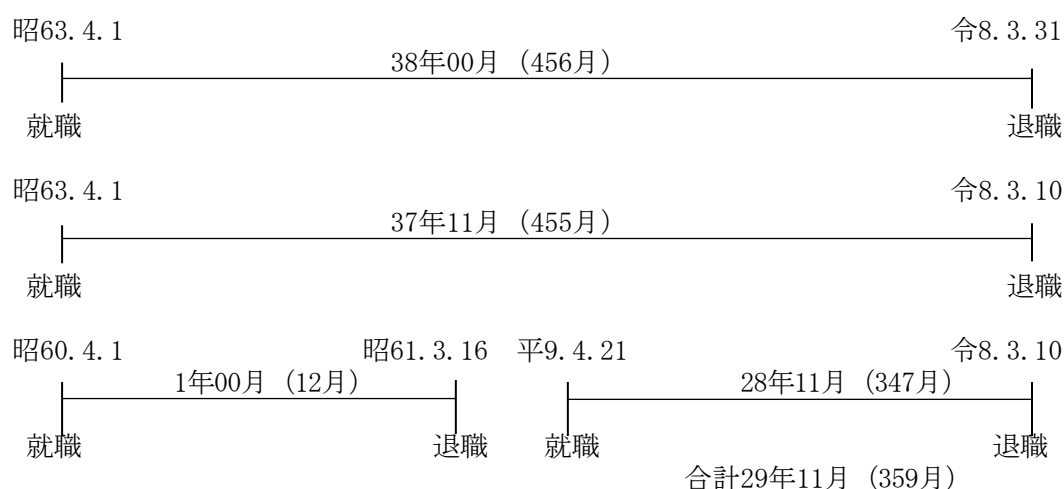
(5) 厚生年金の計算の基礎

厚生年金の額は、「第2号厚生年金被保険者期間の月数」と「平均標準報酬月額及び平均標準報酬額」を基に計算されます。

ア 被保険者期間の月数

第2号厚生年金被保険者期間は、国家公務員として「就職した月」から「退職した月の前月（当月の末日に退職した時は、その月）」までの期間の月数により計算されます。

ただし、昭和61年3月31日までの第2号厚生年金被保険者期間については、「就職した月」から「退職した月」までの期間の月数により計算されます。



イ 平均標準報酬月額・平均標準報酬額

① 平均標準報酬月額

平均標準報酬月額は、平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間に係る「各月の標準報酬月額の総額」を、その期間の月数で除した額です。

$$\text{平均標準報酬月額} = \frac{\text{平成15年3月以前の各月の標準報酬月額(注1)の総額}}{\text{平成15年3月以前の第2号厚生年金被保険者期間の月数}}$$

② 平均標準報酬額

平均標準報酬額は、平成15年4月以後の第2号厚生年金被保険者期間に係る「各月の標準報酬月額の内額」と「標準賞与額の内額」の合計額をその期間の月数で除した額です。

$$\text{平均標準報酬額} = \frac{\text{平成15年4月以後の各月の標準報酬月額(注1)の内額} + \text{標準賞与額(注2)の内額}}{\text{平成15年4月以後の第2号厚生年金被保険者期間の月数}}$$

(注1) 各月の標準報酬月額は、各再評価率を乗じた額に置き換えて計算します。

(注2) 標準賞与額とは、期末手当と勤勉手当の額のことであり、6月及び12月それぞれの額について1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額(150万円が上限)となります。

なお、標準賞与額は、再評価率を乗じた額に置き換えて計算します。

(6) 老齢厚生年金と退職共済年金(経過職域加算額)

《受給する年金のイメージ》

＜65歳に達する月分まで支給＞
(昭和36年4月1日以前に生まれた方)

特別支給の退職共済年金
(経過職域加算額)

特別支給の老齢厚生年金
・報酬比例額

※ 国家公務員共済組合連合会が支給

＜65歳に達した月の翌月分から支給＞

本来支給の退職共済年金
(経過職域加算額)

退職等
年金給付
(94頁)

本来支給の老齢厚生年金
・報酬比例額
・経過加算額
・加給年金額(対象者がいる場合のみ)

※ 国家公務員共済組合連合会が支給

老齢基礎年金

※ 日本年金機構が支給

ア 65歳から支給される年金

① 本来支給の老齢厚生年金

本来支給の老齢厚生年金は、次のいずれの条件にも該当するときに支給されます。

- ・ 65歳に達していること
- ・ 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間が10年以上あること

$$\text{年金額} = (\text{A})\text{報酬比例額} + (\text{B})\text{経過的加算額} (+ (\text{C})\text{加給年金額})$$

(ア) 報酬比例額

(A) と (B) を比較し、高い方の年金額が支給されます。

(A) 本来水準額 ((i) と (ii) の合計額)

(i) 平成15年3月以前	平均標準報酬月額 (本年度再評価による水準)	×	$\frac{7.125}{1,000}$	×	平成15年3月以前の 2号厚年期間の月数
(ii) 平成15年4月以後	平均標準報酬額 (本年度再評価による水準)	×	$\frac{5.481}{1,000}$	×	平成15年4月以後の 2号厚年期間の月数

(B) 従前保証額 ((iii) と (iv) の合計額)

(iii) 平成15年3月以前	平均標準報酬月額 (平成6年水準)	×	$\frac{7.5}{1,000}$	×	平成15年3月以前の 組合員期間の月数	×	1.082 (注) (令和8年度)
(iv) 平成15年4月以後	平均標準報酬額 (平成6年水準)	×	$\frac{5.769}{1,000}$	×	平成15年4月以後の 組合員期間の月数	×	1.082 (注) (令和8年度)

(注) 昭和13年4月1日以前に生まれた方は、1.084に読み替えます。

(イ) 経過的加算額

経過的加算額は、第2号厚生年金被保険者期間のうち、老齢基礎年金の計算の基礎とならない20歳前や60歳以後の期間などに係る加算額です。金額は、特別支給の老齢厚生年金の「定額」(81頁イ②参照)が加算されていたものとして計算した額から、老齢基礎年金に振り替わる額を差し引いた額となります。

1,766円（厚生年金の定額単価（令和8年度（昭和31年4月2日以後生まれの者）））×被保険者月数（上限480月）

$$- \left[\begin{array}{l} 847,300 \text{円} \\ \text{（老齢基礎年金の額（令和8年度））} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{昭和36年4月1日以後の20歳以上} \\ \text{60歳未満の被保険者期間の月数} \end{array}}{480 \text{月}} \right]$$

（ウ）加給年金額

厚生年金被保険者期間が20年以上ある者が65歳に達した時点で、次の要件を満たす、次表の65歳未満の配偶者や子がいるときは、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算されます。

また、配偶者の加給年金の額には、老齢厚生年金を受けている方の生年月日に応じて、36,000円から179,900円が特別加算されます。

- ・ 同居しており、生計を同一にしていること
- ・ 年間の収入が、将来にわたって850万円（所得の場合は65万5千円）未満であること

（令和8年4月から）

対 象 者		加給年金額	年 齢 要 件
配 偶 者		243,800円	65歳未満であること
子	2人目まで1人につき	243,800円	18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にあるか、20歳未満で厚生年金保険法施行令に定める障害の程度が1級、2級に該当し、かつ、婚姻していないこと
	3人目から1人につき	81,300円	

配偶者加給年金額の特別加算額（令和8年4月から）

受給権者の生年月日	特別加算額	加給年金額の合計額
昭和9年4月2日から昭和15年4月1日	36,000円	279,800円
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日	71,900円	315,700円

昭和16年4月2日から昭和17年4月1日	108,000円	351,800円
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日	143,900円	387,700円
昭和18年4月2日以後	179,900円	423,700円

【加給年金額の支給停止】

加給年金額の加算対象となっている配偶者が、老齢厚生年金（被保険者期間が20年以上又は共済組合等の加入期間を除いた期間が40歳（女性の場合は35歳）以後15年以上の場合に限る）、退職共済年金（組合員期間20年以上）を受け取る権利があるとき、又は障害年金を受けているときは、加給年金額の支給は停止されます。

ただし、令和4年3月時点で既に加給年金が支給されている場合等については、令和4年4月以降も引き続き加給年金額の支給を継続する経過措置が設けられています。

【加給年金額の失権】

加給年金額は、次に掲げる場合に該当したときは、加給されなくなります。

- ・ 配偶者や子が死亡したとき
- ・ 配偶者や子が受給権者によって生計を維持されなくなったとき
- ・ 配偶者が65歳に達したとき
- ・ 子が婚姻したとき
- ・ 子が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき
- ・ 2級以上に該当する障害の状態にある子が20歳に達したとき など

【加給年金額が打ち切られた場合の振替加算】

加給年金額は、その対象となっている配偶者が65歳に達すると加算されなくなりますが、配偶者自身が老齢基礎年金を受けられる場合には、一定の基準により、配偶者の老齢基礎年金の額に加算されます。これを「振替加算」といいます。ただし、配偶者が老齢厚生年金又は退職共済年金（原則として厚生年金の被保険者期間が240月以上の年金）や、障害年金を受給できるときは、加算されません。

(振替加算の額：令和8年4月から)

配 偶 者 の 生 年 月 日	加 算 額 (年額)
大正15年4月2日 ～ 昭和 2年4月1日	243,100円
～	～
昭和31年4月2日 ～ 昭和32年4月1日	48,760円
昭和32年4月2日 ～ 昭和33年4月1日	42,177円
昭和33年4月2日 ～ 昭和34年4月1日	35,839円
昭和34年4月2日 ～ 昭和35年4月1日	29,256円
昭和35年4月2日 ～ 昭和36年4月1日	22,673円
昭和36年4月2日 ～ 昭和41年4月1日	16,335円
昭和41年4月2日以後	加算額なし

なお、配偶者が先に老齢基礎年金を受給している場合(配偶者が年上の場合)には、本人が65歳に到達し、本来支給の老齢厚生年金を受給できるようになったときから、配偶者の老齢基礎年金に加算されることとなります。

② 本来支給の退職共済年金(経過的職域加算額)

平成27年9月までの共済組合員であった期間(以下「旧国共済期間」という。)を有する者については、本来支給の老齢厚生年金に併せて退職共済年金(経過的職域加算額)が支給されます。(ただし、1年以上の引き続く旧国共済期間であった期間を有する場合又は1年以上の引き続く旧国共済期間であった期間は有しないものの、当該期間に引き続く平成27年10月以後の第2号厚生年金被保険者期間と合算して1年以上となる場合に限りです。)

(年金額)

本来水準額(A)と従前保証額(B)を比較して高い方の年金額が支給されます。

(A) 本来水準額((i)と(ii)の合計額)

$$\begin{aligned}
 & \text{(i) 平成15年3月以前} \quad \text{平均標準報酬月額} \times \frac{\text{(給付乗率)} \quad 1.425}{1,000} \text{(注2)} \times \text{平成15年3月以前の旧国共済期間の月数} \\
 & \quad \quad \quad \text{(本年度再評価による水準)} \\
 & \text{(ii) 平成15年4月以後} \quad \text{平均標準報酬額(注1)} \times \frac{\text{(給付乗率)} \quad 1.096}{1,000} \text{(注2)} \times \text{平成15年4月以後の旧国共済期間の月数} \\
 & \quad \quad \quad \text{(本年度再評価による水準)}
 \end{aligned}$$

(B) 従前保証額 ((iii)と(iv)の合計額)

$$\begin{aligned} & \text{(iii) 平成15年3月以前 平均標準報酬月額} \times \frac{\text{(給付乗率)} 1.5}{1,000} \text{(注2)} \times \text{平成15年3月以前の旧国共済期間の月数} \times \frac{\text{(従前額改定率)} 1.082 \text{(注)}}{\text{(令和8年度)}} \\ & \text{(iv) 平成15年4月以後 平均標準報酬額(注1)} \times \frac{\text{(給付乗率)} 1.154 \text{(注2)}}{1,000} \times \text{平成15年4月以後の旧国共済期間の月数} \times \frac{\text{(従前額改定率)} 1.082 \text{(注)}}{\text{(令和8年度)}} \end{aligned}$$

(注1) 平成27年9月以前の標準報酬月額及び標準期末手当などの額を基礎として計算した平均標準報酬額となります。

(注2) 旧国共済期間の月数が240月(20年)未満であるときの給付乗率は、1/2を乗じます。

(注3) 昭和13年4月1日以前に生まれた方は、1.084に読み替えます。

イ 65歳までの間に支給される年金(昭和36年4月1日以前に生まれた者が対象)

① 特別支給

公的年金(報酬比例部分)の支給開始年齢の段階的な引き上げ(61歳～64歳)の対象者に対しては、それぞれの年金支給開始年齢から、本来支給の年金が支給される65歳に達するまでの間、「特別支給の老齢厚生年金」及び「平成27年9月までの共済組合員期間を有する者には、特別支給の退職共済年金(経過的職域加算額)」が支給されます。

② 支給額

支給額は、それぞれ、本来支給の老齢厚生年金の報酬比例額及び退職共済年金(経過的職域加算額)と同額です。

なお、長期加入者特例(被保険者期間44年以上)及び障害者特例(65歳到達前に障害等級3級以上に該当することとなった場合)が適用される者には、「定額(※)」及び「加給年金額(対象者がいる場合のみ)」が加算されます。

(※) 定額=1,766円(昭和31年4月2日以後生まれの者)×第2号厚生年金の被保険者月数(480月を限度)

ウ 老齢厚生年金等の繰上げ支給

次の①から④までの要件を満たしている者が、特別支給の老齢厚生年金が支給される年齢に達する前に年金の繰上げ支給を請求したとき(請求により受給権発生)に繰上げ支給の老齢厚生年金等を受給することができます。ただし、加給年金額は、受給権者が65歳に達するまでは加算されません。

① 60歳以上65歳未満であること

② 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間が10年以上あること

- ③ 被保険者期間（第2号厚生年金被保険者期間以外の他の種別の厚生年金被保険者期間を含む。）が1年以上あること（※）

※ 昭和36年4月2日以降に生まれた者には、この要件はありません。

- ④ 現に国民年金に任意加入していないこと

繰上げの請求を行った場合の年金額は、繰上げを請求した月数に応じて、1月当たり0.4%減額(注)された額となり、請求月の翌月から支給されます。また、65歳以後もこの減額された額が支給されることとなり、その額は生涯にわたり変わりません。

この年金の請求に当たっては、他の種別に係る老齢厚生年金、退職共済年金（経過的職域加算額）及び老齢基礎年金（国民年金）についても、同時に繰上げ請求を行う必要があります。

また、繰上げ支給の老齢基礎年金を請求した場合には、将来、事後重症による障害厚生年金や障害基礎年金等を請求することはできません。

（例）昭和40年4月2日以後に生まれた者が、60歳0か月から繰上げ請求をした場合（本来の支給開始年齢が65歳であるため、60月まで繰上げ可能）

- ・ 老齢厚生年金 $0.4\% \times 60\text{月} = \underline{24\% \text{減額}}$
- ・ 退職共済年金（経過的職域加算額） $0.4\% \times 60\text{月} = \underline{24\% \text{減額}}$
- ・ 老齢基礎年金 $0.4\% \times 60\text{月} = \underline{24\% \text{減額}}$

（注）昭和37年4月1日以前に生まれた者が繰上げ請求した場合の減額率は、1月当たり0.5%となります。

エ 老齢厚生年金等の繰下げ支給

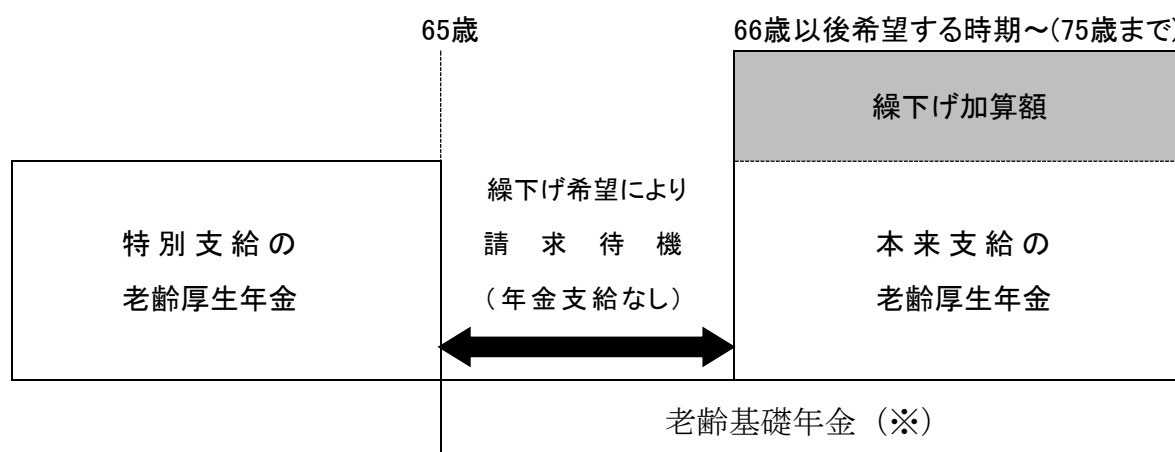
本来支給の老齢厚生年金は、65歳に達した月の翌月から受給することとされていますが、本人の希望により、65歳から受給せず、66歳以降に受給開始を遅らせることによって、本来の受給額よりも割り増した老齢厚生年金を受給することができます。なお、退職共済年金（経過的職域加算額）についても、老齢厚生年金と同様の条件により、当該年金の繰下げの申出を行うことができます。ただし、65歳に達して本来支給の老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して1年を経過した日（通常は66歳に達する日）までの間（繰下げ待機期間（年金を受給することができない期間））に当該年金を請求していないことが条件となります。

なお、特別支給の老齢厚生年金については、繰下げて受給することはできません。

繰下げの期間は、66歳から75歳（昭和27年4月1日以前に生まれた者は70歳）までの間で、月単位により設定することができます。

繰下げの申出を行った場合の年金額は、繰下げを行わなかった場合の年金額(注1)に対し、65歳から繰り下げた期間の月数(最小12月、最大120月(令和4年4月1日改正))に応じて、1月当たり0.7%増額された年金額となり、生涯にわたって受給することができます。

(例) 66歳から受給 $0.7\% \times 12\text{月} = \underline{8.4\% \text{増額}}$
 70歳から受給 $0.7\% \times 60\text{月} = \underline{42.0\% \text{増額}}$
 75歳から受給 $0.7\% \times 120\text{月} = \underline{84.0\% \text{増額}}$



(注1) 在職支給停止(下記才参照)となった場合には、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止されることになります。65歳以後、繰下げ支給の請求を行うまでの間に厚生年金保険に加入している期間がある場合には、その間に係る在職支給停止に相当する額は、繰下げ支給の割増しの対象とはなりません。

(注2) 加給年金額は、繰下げを行っても増額されません。また、65歳以降繰下げ支給されるまでの間は、加給年金額を受給することはできません。

(※) 老齢基礎年金についても、老齢厚生年金と同様に支給繰下げ制度が設けられており、66歳以後に繰り下げて受給することができます(75歳までの最大120月)。この場合、繰り下げた期間の月数1月につき0.7%の額が加算されます。
 他の種別に係る老齢厚生年金及び退職共済年金(経過的職域加算額)は同時に繰り下げる必要がありますが、老齢基礎年金については、これらと一緒に繰り下げること、いずれか一方のみを繰り下げること可能です。

なお、令和2年の年金制度改正法により、令和4年4月1日から公的年金の繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられたことに伴い、消滅時効(5年間)に対応するための仕組みとして、本来受給選択時の「特例的な繰下げみなし増額」が令和5年4月1日から施行されました。この仕組みは、70歳に達した日後に本来の

老齢年金を請求する際、繰下げ申出を行わず、さかのぼって本来の年金を受け取ることを選択した場合であっても、請求日の５年前に繰下げの申出を行ったものとみなし、増額された年金を受給することができるものです。

オ 在職支給停止

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者となり、「賃金＋年金」の月額が一定の金額（６５万円）を超えた場合には、次の条件により、年金の一部又は全部が支給停止となります。

① 老齢厚生年金の支給停止

(計算前提)

年金の月額 ＝ (老齢厚生年金の額－加給年金額－経過的加算額) ÷ 12

賃金の月額 ＝ 当月の標準報酬月額＋当月以前１年間の標準賞与額 ÷ 12

《(年金の月額＋賃金の月額) ≤ 65万円》

支給停止額はなく、全額支給

《(年金の月額＋賃金の月額) > 65万円》

支給停止額 ＝ $\frac{(\text{年金の月額} + \text{賃金の月額} - 65 \text{万円}) \times 1}{2}$

② 退職共済年金（経過的職域加算額）の支給停止

第２号及び第３号厚生年金被保険者である期間については、当該年金の支給が停止されます。それ以外の場合（他の種別の厚生年金被保険者である場合など）には、全額支給されます。

カ ２以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合の取扱い

第２号厚生年金被保険者期間のほかに、他の種別の厚生年金被保険者期間を有している場合の老齢厚生年金については、次のとおり取り扱われます。

① 報酬比例額の計算

種別ごとの厚生年金被保険者期間や標準報酬月額などに基づいて年金額が計算され、種別ごとに老齢厚生年金（報酬比例額）が決定・支給されます。

② 加給年金額の加算

a 加給年金額は、種別ごとの老齢厚生年金の計算基礎となっている厚生年金被保険者期間の月数を合算し、その合計が２４０月以上ある者の年金に加算されます。

A：第2号厚生年金被保険者期間	B：第1号厚生年金被保険者期間
-----------------	-----------------

$A + B \geq 240 \text{ 月} \rightarrow \text{加給年金額の加算に該当}$

- b 前記 a の要件に該当する加給年金額については、原則として、それぞれの年金額の計算の基礎となっている厚生年金被保険者期間が最も長い種別の年金に加算されます。

キ 老齢厚生年金と雇用保険法による基本手当との調整

65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が、失業給付（雇用保険法による基本手当）を受給するために、公共職業安定所に求職の申込みを行った場合には、老齢厚生年金と雇用保険法による基本手当との給付調整により、老齢厚生年金の支給が停止されます。

(7) 障害給付

ア 障害基礎年金

次の①から③の全ての要件を満たしているときは、日本年金機構から「障害基礎年金」が支給されます。

- ① 障害の原因となった病気やけがの初診日（当該傷病について初めて医師等の診療を受けた日）が次のいずれかの間にあること。
 - ・ 国民年金加入期間
 - ・ 20歳前又は日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間
- ② 障害の状態が、障害認定日（障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日）に、障害等級表に定める1級又は2級に該当していること。
- ③ 初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。

ただし、初診日が令和18年3月末日までのときは、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

また、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

年金額（令和8年4月分から）は、次のとおりです。

1級の場合 1,059,125円（昭和31年4月2日以後生まれの者の額）

2級の場合 847,300円（ 〃 ）

なお、生計を維持している子がいる場合は、次の額が加算されます。

対 象 者	子の加算額 (1人につき)	子 の 年 齢 要 件
2人目まで	243,800円	18歳になった後の最初の3月31日までの子、 または20歳未満で障害等級1級または2級の状 態にある子
3人目以降	81,300円	

イ 障害厚生年金

第2号厚生年金被保険者又は被保険者であった者が、次の①から③までのいずれかの場合に該当し、かつ、保険料納付要件を満たしているときは、「障害厚生年金」

が支給されます。

(注) 初診日の属する月の前々月までの直近1年間に国民年金の保険料未納期間があるときなどは、障害厚生年金が支給されない場合があります。

- ① 傷病に係る初診日において第2号厚生年金被保険者であった者が、当該傷病により、障害認定日（初診日から1年6月を経過した日、又は、その前に症状が固定もしくは治癒したときはその日）に、厚生年金保険法施行令で定める障害の程度が1級から3級の状態にあるとき
- ② 傷病に係る初診日に第2号厚生年金被保険者であり、かつ、障害認定日に3級以上の障害等級に該当しなかった者が、同一傷病により、その後65歳に達する日の前日までの間に3級以上に該当し、請求したとき
- ③ 第2号厚生年金被保険者である間に初診日のある傷病と、それ以前から有していた他の障害とを併合して、65歳に達する日の前日までの間に2級以上の障害の状態になったとき

(年金額)

- 障害等級が1級の場合
年金額＝ 報酬比例の年金額×1.25（＋配偶者の加給年金額 243,800円※）
 - 障害等級が2級の場合
年金額＝ 報酬比例の年金額（＋配偶者の加給年金額 243,800円※）
 - 障害等級が3級の場合
年金額＝ 報酬比例の年金額（昭和31年4月2日以後生まれの者の最低保障額 635,500円）
- ※ 配偶者の加給年金が支給停止要件に該当する場合（79頁参照）には、加算されません。

報酬比例額の計算式は、老齢厚生年金と同様となりますが、被保険者期間月数は、障害認定日の属する月までの期間で計算されます（障害認定日前の他の種別の被保険者期間も算入）。なお、被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算されます。

また、初診日において第2号厚生年金被保険者であった者が、当該初診日から起算して5年を経過する日までの間に傷病が治癒（症状固定を含む。）した日において、政令で定める一定の障害（障害等級3級の障害よりやや程度の軽い障害）等の要件を満たしているときは、一時金として「障害手当金」（＝報酬比例額×2）が支給されます。

ウ 障害共済年金（経過的職域加算額）

イの障害厚生年金が支給される場合で、平成27年9月までに初診日がある障害の場合は、障害共済年金（経過的職域加算額）が支給されます。

- ・ 年金額の計算式は、退職共済年金（経過的職域加算額）と同様です。ただし、被保険者期間月数は、障害認定日の属する月まで（障害認定日が平成27年10月1日以後であるときは、平成27年9月まで）の期間で計算されます。
- ・ 平成27年9月までの被保険者期間が300月未満の場合には、300月として計算されます。
- ・ 障害の程度が障害等級1級のときは、年金額に1.25を乗じた額となります。

【在職支給停止】

障害厚生年金は、厚生年金被保険者である間でも全額支給されます。ただし、第2号及び第3号厚生年金被保険者である間は、障害共済年金（経過的職域加算額）は全額が支給停止となります。

【公務調整】

公務等による障害共済年金（経過的職域加算額）については、別途、国家公務員災害補償法等による障害補償年金等が支給される間は、当該年金のうち、300月に相当する部分の額の支給が停止されます。

(8) 遺族給付

ア 遺族基礎年金

遺族厚生年金が支給される場合（下記イ参照）で、その者によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子（次のいずれかに該当する方）」には、遺族基礎年金が併せて支給されます。なお、生計維持関係については、遺族厚生年金と同様です。

- ・ 配偶者については、次の子と生計を同じくしている方
- ・ 子については、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある方、又は20歳未満で障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていない方

年金額（令和8年4月から）

区 分	A：基本額	B：子の加算額
配偶者が受ける遺族基礎年金 （AとBを合算した額）	847,300 円 （子のある配偶者 （昭和31年4月 2日以後生まれの 者の額））	子1人目および2人目の加算額 ：各 243,800 円 子3人目以降の加算額 ：各 81,300 円
子が受ける遺族基礎年金 （子1人当たりの年金の 額は、AとBを合算した 額を子の数で除した額）	847,300 円 （子1人目）	子2人目の加算額：243,800 円 子3人目以降の加算額 ：各 81,300 円

※ Aは老齢基礎年金の満額相当額で、金額はいずれも定額。

イ 遺族厚生年金

（受給要件）

第2号厚生年金被保険者（在職中）又は老齢厚生年金等を受けている方などが、次の①から④のいずれかの場合に該当したときは、その方の遺族の方に「遺族厚生年金」が支給されます。

ただし、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までに国民年金保険料の未納期間があるときなどは、遺族厚生年金が支給されない場合があります。

- | | |
|--|--------|
| ① 第2号厚生年金被保険者が死亡したとき | 「短期要件」 |
| ② 被保険者であった間に初診日がある傷病により、被保険者の資格を喪失した後、その初診日から5年以内に死亡したとき | |
| ③ 障害厚生年金又は障害共済年金（1級、2級）の受給権者が死亡したとき | |
| ④ 保険料納付済等期間が25年以上ある者（老齢厚生年金の受給資格を満たした者）、又は保険料納付済等期間が25年以上ある老齢厚生年金等の受給権者が死亡したとき | 「長期要件」 |

（注1）短期要件と長期要件の両方に該当するとき（例えば、保険料納付済等期間が25年以上の第2号厚生年金被保険者の者が死亡したときなど）は、遺族の方の申出がなければ、「短期要件」に該当することとされています。

（注2）短期要件による遺族厚生年金の額の計算においては、300月みなしの保障措置があります。

（遺族の範囲と順位）

被保険者又は被保険者であった者の死亡当時、その者によって「生計を維持していた者」（※）で、遺族厚生年金を受給できる遺族の順位は、次のとおりです。

※ 「生計を維持していた者」とは、生計を共にしていて、かつ、恒常的な年収が850万円未満（又は所得額が655万5千円未満）である者をいいます。

- ① 子のある配偶者
- ② 子（18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は20歳未満で障害等級1級又は2級に該当し、かつ、現在婚姻していない者）（注1）
- ③ 子のない配偶者（注2）
- ④ 父母（55歳以上の者）（注3）
- ⑤ 孫（注4）
- ⑥ 祖父母（55歳以上の者）（注5）

（注1） 子のある妻又は子のある55歳以上の夫が遺族厚生年金を受け取っている間は支給されません。

（注2） 子のない30歳未満の妻は、5年間のみ受給できます。また、子のない夫は、55歳以上である方に限り受給できますが、受給開始は60歳からとなります（ただし、遺族基礎年金をあわせて受給できる場合に限り、55歳から60歳の間であっても遺族厚生年金を受給できます）。

（注3） 60歳以後の支給となります。また、配偶者又は子が遺族厚生年金を受け取っている間は支給されません。

（注4） 配偶者、子又は父母が遺族厚生年金を受け取っている間は支給されません。

（注5） 60歳以後の支給となります。また、配偶者、子、父母又は孫が遺族厚生年金を受け取っている間は支給されません。

（年金額） 年金額 ＝ 報酬比例額（＋中高齢寡婦加算額（注））

（注） 中高齢寡婦加算額 635,500円（令和8年度）

妻が遺族厚生年金を受ける場合で、次のいずれかの条件に該当するときは、65歳に達するまでの間、加算されます。

- ① 遺族厚生年金の受給権を取得した当時40歳以上65歳未満の妻であるとき
- ② 遺族厚生年金の受給権取得日後40歳に達した当時遺族に該当する子と生計を同じくしていて、その状態が継続している65歳未満の妻であるとき
- ③ 長期要件の場合は、被保険者期間が240月以上であるとき

- ・ 報酬比例額は、老齢厚生年金と同じ計算式により計算した額の3／4となります。
- ・ 「短期要件」に該当する場合、被保険者期間が300月未満の場合は、300月とみなして計算します。また、複数の種別の厚生年金被保険者期間がある場合は、合算されます。
- ・ 受給者である妻が、被保険者又は被保険者であった者の死亡について遺族基礎年金の支給を受けるときは、その間、中高齢寡婦加算額の支給は停止され

ます。

- ・ 受給者である妻が65歳となったときは、中高齢寡婦加算額が加算されなくなり、年金額が減額となりますが、代わりにご自身の老齢基礎年金が支給されます。

ウ 遺族共済年金（経過的職域加算額）

遺族厚生年金が支給される場合において、平成27年9月までの被保険者期間を有していた者の遺族には、遺族共済年金（経過的職域加算額）が支給されます（ただし、平成27年10月以降の組合員期間中に初診日がある公務傷病により死亡した場合を除きます。）。

- ・ 年金額は、退職共済年金（経過的職域加算額）と同じ計算式により計算した額の3/4となります。ただし、公務外の傷病による死亡の場合は、給付事由発生日（令和7年10月1日以降）の区分に応じた割合を乗じます。

給付事由が生じた日（死亡日）	割合
令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 8 年 9 月 30 日	29/30
令和 8 年 10 月 1 日 ～ 令和 9 年 9 月 30 日	28/30
令和 9 年 10 月 1 日 ～ 令和 10 年 9 月 30 日	27/30
令和 10 年 10 月 1 日 ～ 令和 11 年 9 月 30 日	26/30
令和 11 年 10 月 1 日 ～ 令和 12 年 9 月 30 日	25/30
令和 12 年 10 月 1 日 ～ 令和 13 年 9 月 30 日	24/30
令和 13 年 10 月 1 日 ～ 令和 14 年 9 月 30 日	23/30
令和 14 年 10 月 1 日 ～ 令和 15 年 9 月 30 日	22/30
令和 15 年 10 月 1 日 ～ 令和 16 年 9 月 30 日	21/30
令和 16 年 10 月 1 日 以降	20/30

- ・ 第2号厚生年金被保険者である間に死亡した場合で、平成27年9月までの期間が300月未満のときは、300月とみなして計算します。

(9) 離婚等の場合の年金分割

年金分割は、婚姻期間中の厚生年金の標準報酬を按分割合（後述）に応じて分割（改定）する制度です。

ア 平成19年4月以後に離婚等をした場合の年金額の分割

平成19年4月以降に離婚等をした場合に、当事者間の合意又は裁判手続により、分割請求すること及び請求する按分割合（最大50%）を定めたときには、当事者それぞれの婚姻期間中の標準報酬総額（婚姻中の全ての種別の厚生年金被保険者期間に係る標準報酬総額）を比べて、多い方から少ない方へ標準報酬総額の一部を分割することができます。分割の割合は、夫婦の話し合い又は裁判所の決定によります。

年金分割の請求は、原則、離婚等の日（※）の翌日から起算して2年以内に行わなければなりません。配偶者に分割された標準報酬月額等に基づく年金は、分割を受けた配偶者自身の支給開始年齢から支給され、分割を行った後に、分割をされた被保険者本人が死亡した場合でも、分割を受けた配偶者の年金受給に影響はありません。なお、分割の対象となるのは、老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額）であり、それぞれの老齢基礎年金には影響はありません。

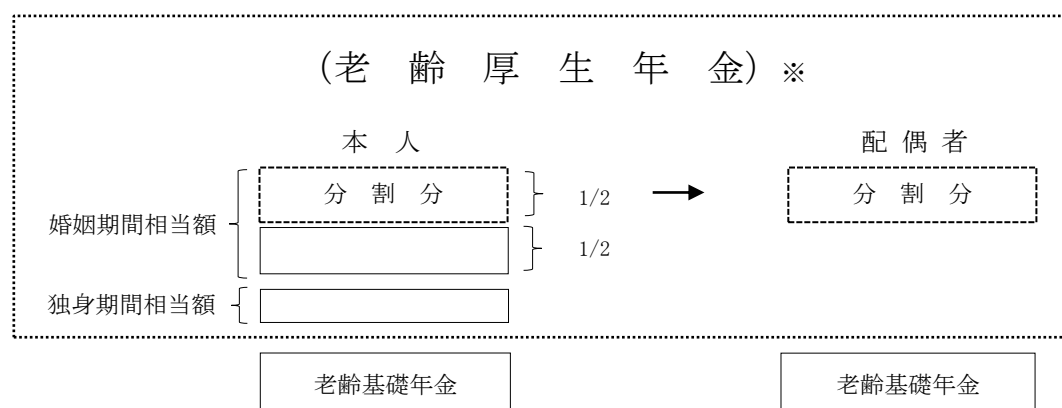
また、再婚した場合であっても、引き続きご自身の年金として受給することができます。

（※） 離婚等の日

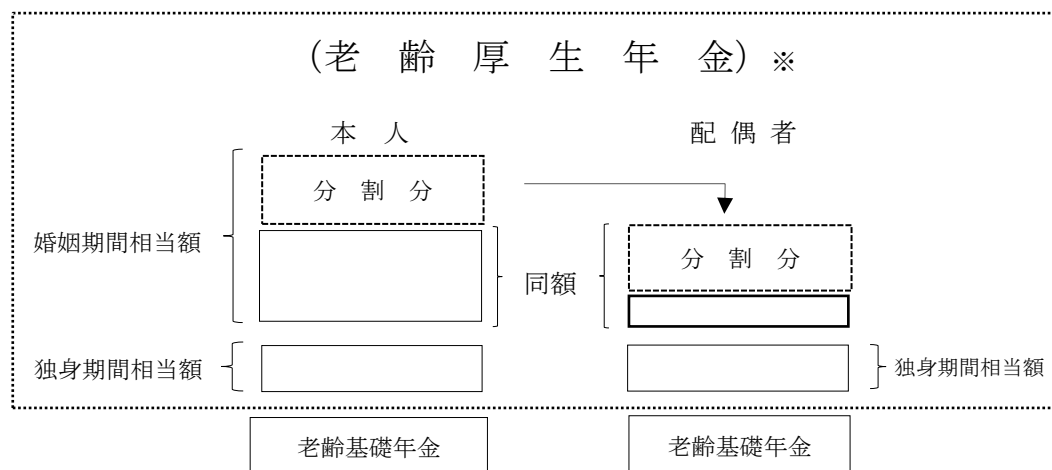
- ① 離婚が成立した日
- ② 婚姻が取り消された日
- ③ 事実婚関係が解消したと認められる日（事実婚期間から引き続く法律婚期間を有する場合を除く）

《参考》 年金分割の例

（専業主婦世帯）



（共働き世帯）

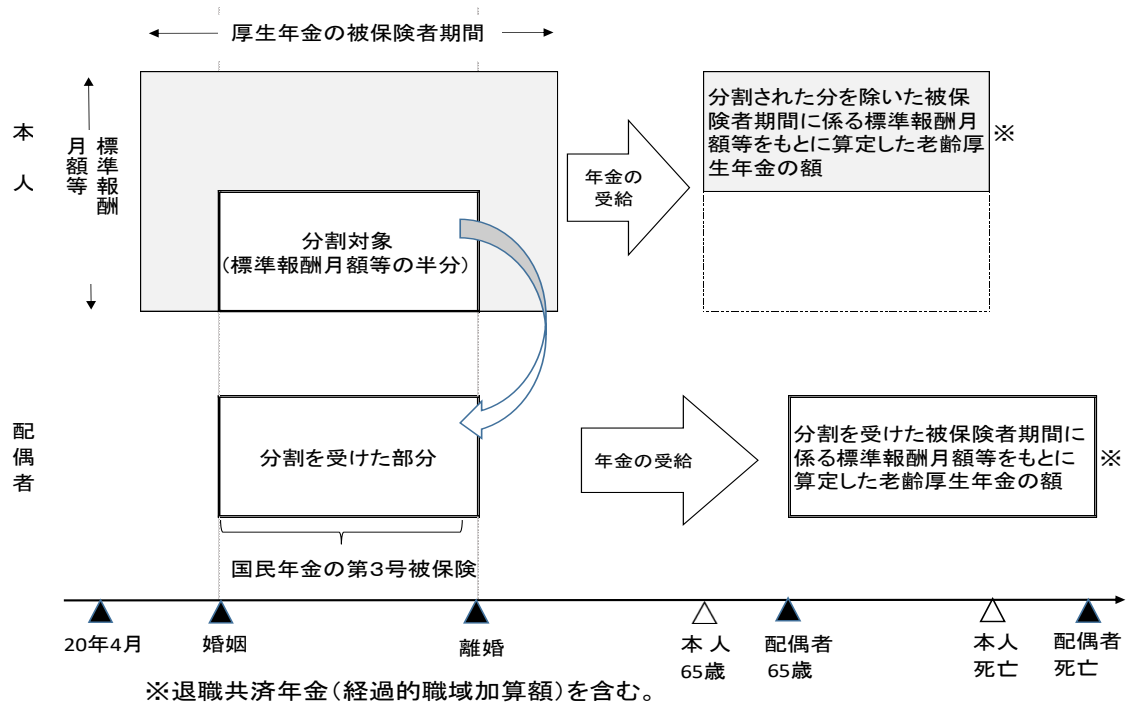


※ 退職共済年金（経過的職域加算額）を含む。

イ 平成20年4月からの国民年金の第3号被保険者期間の年金分割

平成20年5月以降に離婚等が成立した場合には、夫婦間の合意が得られない場合であっても、厚生年金被保険者の被扶養配偶者である国民年金の第3号被保険者期間については、夫婦が共同で掛金を負担したものとみなされます。このため、第3号被保険者であった配偶者の請求により、標準報酬総額の2分の1が自動的に第3号被保険者であった配偶者の分となります。ただし、自動的に分割されるのは、第3号被保険者であった配偶者の平成20年4月以後の第3号被保険者期間のみであり、それ以外の期間については、アと同様に、夫婦の合意又は裁判所の決定が必要となります。分割された標準報酬総額に基づく年金は、分割を受けた配偶者自身の支給開始年齢から支給され、分割をされた被保険者本人が死亡した場合でも、分割を受けた配偶者は生涯受給することができます。

この場合においても、分割の対象となるのは老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額）であり、それぞれの老齢基礎年金には影響はありません。



(10) ねんきん定期便

国家公務員共済組合連合会から通知される「ねんきん定期便」は、現在、国家公務員共済組合に加入している者又は直近に国家公務員共済組合に加入していた者などを対象として、原則として、毎年の誕生月の下旬に連合会から送付されます。

ア 35歳、45歳及び59歳の方……封書による通知

- これまでの年金加入期間

- ・ 老齢厚生年金の見込額
50歳以上の者……現在の加入条件で60歳到達後の3月まで加入したものと仮定した金額
50歳未満の者……これまでの加入実績に応じた額
- ・ これまでの年金加入履歴
- ・ これまでの厚生年金期間に係る各月別の標準報酬月額及び保険料納付額等の月別状況
- ・ これまでの国民年金保険料納付状況（国民年金加入歴のある者のみ）

イ ア以外の方……ハガキによる通知

- ・ これまでの年金加入期間
- ・ 老齢厚生年金の見込額
50歳以上の者……現在の加入条件で60歳到達後の3月まで加入したものと仮定した金額
50歳未満の者……これまでの加入実績に応じた額
- ・ 直近1年間の標準報酬月額及び保険料納付額等
- ・ これまでの保険料納付額（累計額）

（参考）KKR年金スマートサービス

国家公務員共済組合連合会では、年金の受給年齢に達していない現在の組合員及び元組合員（後に地方公務員共済組合員になった者を除く）を対象として、インターネットを通じて、第2号厚生年金被保険者期間、各月の標準報酬月額や標準期末手当等の額、ねんきん定期便、退職年金分掛金の払込実績通知書及び老齢厚生年金額試算等の年金情報を、電子的に受け取ることができる「KKR年金スマートサービス」を提供しています。詳しくは、国家公務員共済組合連合会のホームページをご覧ください。（HPアドレス：<https://www.kkr.or.jp/nenkin/kkr-2.html>）